

石川県公報

平成 23 年 11 月 30 日 (水曜日)

号 外

(第 75 号)

目 次

人事委員会	
一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	1
平成二十三年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替えに関する規則	2
平成二十三年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則	3

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の六第三項に次の一号を加える。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十三年度減額改定対象職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年石川県条例第三十六号)附則第三項第一号に規定する平成二十三年度減額改定対象職員をいう。第五十七条の八第三項第六号において同じ。)であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年石川県条例第三十六号)以下この項において「平成二十三年改正給与条例」といふ。)第一条の規定の施行の日における同条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正給与条例第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年石川県条例第三号)附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第五十七条の六第四項各号中「前項第四号又は第五号」を「前項第四号から第六号まで」に改める。

第五十七条の六の二第四項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる職員に対する第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前条第二項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある減額支給対象職員第一項第一号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年石川県条例第三十五号)第一条の規定の施行の日(以下この号において「施行日」といふ。)における同条の規定による改正後の条例(以下この号において「改正後の条例」といふ。)の規定によるものとした場合の給料月額」と、同号ロ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について施行日における改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について施行日における改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

一 前条第二項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある減額支給対象職員第一項第一号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年石川県条例第三十六号)第一条の規定の施行の日(以下この号において「施行日」といふ。)における同条の規定による改正後の条例(以下この号において「改正後の条例」といふ。)の規定によるものとした場合の給料月額」と、同号ロ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について施行日における改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について施行日における改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

第五十七条の八第三項に次の一号を加える。

六 条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十三年度減額改定対象職員であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年石川県条例第三十六号。以下この項において「平成二十三年改正給与条例」といふ。)第一条の規定の施行の日における同条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正給与条例第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年石川県条例第三号)附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第五十七条の八第四項各号中「前項第四号又は第五号」を「前項第四号から第六号まで」に改める。

第五十七条の八の二第四項を次のように改める。

4 異動の日等が次の各号に掲げる職員に対する第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 異動の日等が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある減額支給対象職員第一項中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年石川県条例第三十五号)第一条の規定の施行の日(以下この号において「施行日」といふ。)における同条の規定による改正後の条例(以下この号において「改正後の条例」といふ。)の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について施行日における改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

二 異動の日等が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある減額支給対象職員第一項中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年石川県条例第三十六号)第一条の規定の施行の日(以下この号において「施行日」といふ。)における同条の規定による改正後の条例(以下この号において「改正後の条例」といふ。)の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について施行日における改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

別表第九の二イ中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改め、同表ニ中「12,800円」を「12,700円」に改める。

(平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第二条 平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則(平成十八年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条第一項中「百分の九十九・五五」を「百分の九十九・〇六」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・三四」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

平成二十三年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替えに関する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第十四号

平成二十三年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の

切替えに関する規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年石川県条例第三十六号)第二條の規定の施行の日(以下「施行日」といふ。)の前日において一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)第六條第四項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\text{施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額とその1号給下位の号給の額との差額} \times$$

$$\frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額} - \text{施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額}}{\text{その者の施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額}}$$

施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額とその1号給下位の号給の額との差額
施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

平成二十三年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十五号

平成二十三年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(減額改定対象職員となつた者の改正条例附則第三項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第一條 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年石川県条例第三十六号、以下「改正条例」といふ。)附則第三項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十三年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一條の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)第十九條第一項後段又は第二十四條第七項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」といふ。)までの期間において、職員から人事交流等により引き続き第三條各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十三年四月一日(同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き第三條各号に掲げる者となり、引き続き第三條各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第三項第一号に規定する平成二十三年度減額改定対象職員をいふ。以下同じ。)となつた日のうち最も早い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第三項第一号の月数の算定)

第二條 改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十三年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第三條各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」といふ。)の属する月の前月までの間の月の中途において、石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号、以下「企業職員給与条例」といふ。)の適用を受ける者(以下「企業職員」といふ。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち企業職員として勤務した期間(同項において「特定企業職員期間」といふ。)を除く。)

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号、以下「法」といふ。)第二十八條第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいふ。)、専従休職期間(法第五十五條の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいふ。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和

二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)自己啓発等休業期間(法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。)派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く)をいう。)育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)又は育児短時間勤務等期間(同法第十条の規定により育児短時間勤務をしていた期間又は同法第十七条の規定により短時間勤務をしていた期間をいう。)

三 停職期間(法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)

四 一般職の職員との給与に関する条例第十二条第二項、石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)第十条第一項、石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)第二十四条、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)第十条第一項又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十一年石川県条例第三十九号)第十一条第二項の規定により給与を減額された期間

五 一般職の職員との給与に関する条例第十二条第一項の規定により給与を減額された期間

六 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間(特定企業職員期間のある月にあつては、同項第二号、第四号又は第六号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(特定企業職員期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(特定企業職員期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第三項第一号に規定する合計額に百分の〇・三九を乗じて得た額(第五条において「附則第三項第一号基礎額」という)に満たないもの

(改正条例附則第三項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第三条 改正条例附則第三項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(平成二十三年六月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 企業職員

二 公益的法人等派遣法第十条第二項に規定する退職派遣者

三 国家公務員

四 他の地方公共団体の公務員

(企業職員であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第四条 改正条例附則第四項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める者は、企業職員とする。

2 改正条例附則第四項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者(企業職員から人事交流等により引き続き第三條第二号から第四号までに掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き新たに職員となつた者を含む。)とする。

3 改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第三項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業職員給与条例又はこれに係る規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

4 改正条例附則第四項の規定を適用する場合においては、改正条例附則第三項第一号中「となつた者(平成二十三年四月一日に平成二十三年度減額改定対象職員」とあるのは「又は石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の適用を受ける職員(以下「企業職員」という)以外の者又は企業職員

であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年石川県条例第三号）附則第七条の規定の適用を受けない職員に限る）、医療職給料表（一）の適用を受ける職員若しくは任期付研究員等条例第六条第一項第二号に規定する第二号任期付研究員若しくは同項第一号に規定する第一号任期付研究員若しくは同条第二項に規定する特定任期付職員でその号給が一号給から三号給までであるものに相当する企業職員からこれらの企業職員以外の企業職員（以下この項において「減額改定対象企業職員」という。）となつた者（平成二十三年四月一日に職員又は企業職員として減額改定対象職員又は減額改定対象企業職員と、「その平成二十三年度減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において平成二十三年度減額改定対象職員が」とあるのは「職員として減額改定対象職員となつた日又は企業職員として減額改定対象企業職員となつた日のうち最も早い日）において、職員として」と、「合計額」とあるのは「合計額又は企業職員として受けるべき当該合計額に相当する合計額」と、「平成二十三年度減額改定対象職員以外の職員であつた期間」とあるのは「減額改定対象職員又は減額改定対象企業職員以外の職員又は企業職員であつた期間」とし、第一条中「掲げる者となり、」とあるのは「掲げる者となり、又は企業職員から人事交流等により引き続いて同条第二号から第四号までに掲げる者となり、」とする。

（端数計算）

第五条 附則第三項第一号基礎額又は改正条例附則第三項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手当の特例措置の実施に関し必要な事項は、石川県人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

